

# 自己点検・評価報告書

2006年10月18日

早稲田大学大学院法務研究科

第1 法科大学院の基本情報	1
第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス	3
第3 自己点検・評価の内容と結果	4
1－1－1 養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること	4
1－2－1 自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。	7
1－3－1 教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること。	9
1－4－1 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。	11
1－4－2 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。	13
1－5－1 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。	15
2－1－1 適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開されていること。	17
2－1－2 入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って適切に実施されていること。	21
2－2－1 適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手續が明確に規定され、適切に公開されていること。	23
2－2－2 法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手續に従って適切に実施されていること。	25
2－3－1 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。	26
3－1－1 専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。	29
3－1－2 法律基本科目の各分野毎に必要数の専任教員がいること。	31
3－1－3 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。	32
3－1－4 専任教員の半数以上は教授であること。	33
3－1－5 教員の年齢構成に配慮がなされていること。	35
3－1－6 教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。	37
3－2－1 教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。	38
3－2－2 教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。	41
3－2－3 教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。	

4－1－1	教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。 .....	47
4－1－2	教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。 .....	52
5－1－1	授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること .....	55
5－1－2	授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。 .....	57
5－1－3	法曹倫理を必修科目として開設していること。 .....	58
5－2－1	学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。 .....	59
5－2－2	履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次は44単位を標準とするものであること。 .....	61
6－1－1	開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること。 .....	62
6－1－2	開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること。 .....	67
6－2－1	理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。 79	
6－2－2	臨床科目が適切に開設され実施されていること。 .....	84
7－1－1	法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。 .....	91
8－1－1	授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。 .....	102
8－1－2	教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。 .....	105
8－2－1	学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。 108	
8－2－2	学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。 .....	110
8－2－3	学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること .....	112
8－2－4	国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。 .....	114
8－3－1	1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。 .....	116
8－3－2	入学者数が入学定員に対してバランスを失していないこと。 .....	117

8－3－3	在籍者数が収容定員に対してバランスを失していないこと。 .....	118
9－1－1	厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。 .....	119
9－1－2	成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。 .....	122
9－1－3	成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。 .....	124
9－2－1	修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、及び修了認定基準が適切に開示されていること。 .....	127
9－2－2	修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。 .....	129
9－2－3	修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。 .....	130
第4	その他（頁数は自由です） .....	131

## 第1 法科大学院の基本情報

1. 大学（院）名	早稲田大学大学院
2. 法務博士が授与される大学院課程の名称	法務研究科法務専攻
3. 開設年月	2004年4月
4. 当該大学院課程の教学責任者	
氏名	鎌田 薫
所属・職名	法務研究科 教授（研究科長）
連絡先	03-5272-4598
5. 認証評価対応教員・スタッフ	
①氏名	石田 真
所属・職名	法務研究科 教授
役割	自己点検・評価の総括 責任者
連絡先	03-5286-1335
②氏名	浅古 弘
所属・職名	法務研究科 教授（教務担当教務主任）
役割	自己点検・評価の教学 責任者
連絡先	03-5272-4636
③氏名	清水 章雄
所属・職名	法務研究科 教授（学生担当教務主任）
役割	自己点検・評価の学生担 当責任者
連絡先	03-5286-1214
④氏名	岩志 和一郎
所属・職名	教授
役割	自己点検・評価の入試関 係の責任者
連絡先	03-5282-1327
⑤氏名	黒沼 悅郎
所属・職名	法務研究科 教授

役割	自己点検・評価の FD 担当者
連絡先	03-5286-1317
⑤氏名	小島 延夫
所属・職名	法務研究科 教授
役割	自己点検・評価の臨床法 学教育の担当者
連絡先	03-3204-8273
⑥氏名	古谷 修一
所属・職名	法務研究科 教授
役割	自己点検・評価の教学の 担当者
連絡先	03-5286-1401
⑦氏名	山野目 章夫
所属・職名	法務研究科 教授
役割	自己点検・評価の教学の 担当者
連絡先	03-5286-1360
⑧氏名	谷茂岡 建次
所属・職名	法務研究科 事務長
役割	自己点検・評価の事務 責任者
連絡先	03-5286-4648
⑨氏名	阿部 正昭
所属・職名	法務研究科 主任
役割	自己点検・評価の事務 スタッフ
連絡先	03-5286-1678

## 第2　自己点検・評価報告書作成のプロセス

日弁連法務研究財団による認証評価を受けるに当たっては、大学院法務研究科として、独自に自己点検・評価を実施するために「自己点検評価委員会」(委員長：石田眞、幹事：浅古弘、委員：岩志和一郎、黒沼悦郎、小島延夫、清水章雄、古谷修一、山野目章夫、オブザーバー：鎌田薰、谷茂岡建次、阿部正昭)を、2006年6月21日に大学院法務研究科に設置し、その責任の下に自己点検・評価を実施した。7月12日に第1回委員会を開催し、分担を決めて、事務所に保管する記録の閲覧、各係事務担当者及び各種委員会委員などからの聴取という方法で調査を実施。調査結果を9月14日の「自己点検評価委員会」で取りまとめ、9月20日教授会に評価報告書委員会案を提出し、教員から出された意見を踏まえて、数度の検討会議を開き、10月17日の「自己点検評価委員会」で最終的修正を行い、評価報告書の原案を作成の上、10月18日の教授会で審議し、「自己点検評価報告書」を決定した。

### 第3　自己点検・評価の内容と結果

#### 1－1－1　養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること

##### 1. 現状

###### (1) 養成しようとする法曹像

本法科大学院が養成しようとする法曹像は、端的にいうと、＜国を超える文化を超える階層を超えて法の下に正義を貫ける“境界を超える法曹”＞であり、＜現代の日本と国際社会を「法」のあり様から考え、新たな発展を構想できる“挑戦する法曹”＞である<sup>1</sup>。

このような法曹像は、早稲田大学（以下、「本学」という。）の「建学の精神」と法曹養成に関するこれまでの経験・実績を踏まえ、司法制度改革審議会の最終報告に示された基本理念を実現する方向で練り上げられたものである。すなわち、本法科大学院は、学問の自由な研究により、法律学の専門的知識を具え、それを批判的に検討し、さらに発展させる創造的な思考力を持つとともに、豊かな教養と国際感覚を具え、人間や社会に対する深い洞察力と豊かな人間性に支えられ、優れた人権感覚を身につけ、社会に生起する法律問題を的確に分析し、解決する能力を持つ志の高い法曹、すなわち、21世紀の社会をリードする質の高い法曹の養成を目的としている。

また、本法科大学院は、高度専門職業人としての法曹（裁判官・検察官・弁護士）だけでなく、これから日本と国際社会が要求する法曹資格を持った法律専門職（国際公務員、国家公務員、企業法務担当者など）を志望する人材の養成も目指している。

世界の流れは、国境を超える物の移動ばかりでなく、サービスの移動と自由化も求めており、法曹の世界にも、欧米の法曹や法律事務所を相手に競争し、ますます関係を強めているアジア諸国の企業や市民を相手に法律サービスを提供しなければならない時代が目前に迫っている。本法科大学院は、こうした時代の要求に「進取の精神」をもって挑戦し、真の実力を身につけた志の高い法律家を養成したいと考えている<sup>2</sup>。

###### (2) 法曹像の周知

<sup>1</sup> 別添資料1「早稲田大学大学院法務研究科 プローシャー」（法科大学院パンフレット）。

<sup>2</sup> 別添資料29「早稲田大学大学院法務研究科（法科大学院）設置趣旨及び特に設置を必要とする理由」（「設置申請書類」）。

### ① 教員への周知

本法科大学院が養成しようとする法曹像の内容は、文部科学省に提出した「早稲田大学大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）設置趣旨及び特に設置を必要とする理由」（以下、「設置趣旨及び特に設置を必要とする理由」という。）<sup>3</sup>において明確にされ、それは、専任教員全員に配付されている。また、その後も、養成しようとする法曹像は、教授会、FD委員会、科目担当者会議等において、教学にかかわる様々な議論をする中で周知をはかっている。とくに、入学者選抜に際しては、養成しようとする法曹像にそくした選抜方針（試験の内容と方法）が策定されている。入学者選抜（第一次選考〔書類審査〕、第二次選考〔面接試験〕）にはほぼ全員の専任教員がかかわるので、同選抜を通じて、毎年養成されるべき法曹の具体像について専任教員間で継続的な議論がなされている。

なお、兼任教員に対しては、「知って得するFDの集い」（年1～2回、兼任教員に対しても参加要請を行っている。詳しくは4-1-1を参照。）、ブローシャーの配付、懇親会での意見交換などを通じて周知をはかっている。

### ② 学生への周知

学生に対しては、履修選択や進路選択の場面で、養成しようとする法曹像に沿った指導・助言や情報提供が行われている。本法科大学院では、学生の将来に対する多様な志望に応えるために、9つのワークショップ（民事法務・刑事法務・公益法務・行政法務・企業法務・涉外法務・専門法務〔知的財産系〕・専門法務〔税務系〕、専門法務〔環境系〕）が置かれ、ワークショップ選択にあたっての指導を通じて養成しようとする法曹像の実現に向けた相談と支援が行われている。

養成しようとする法曹像に従って将来の進路決定や履修選択が自主的にできるよう、学生に対して『法曹としての将来を考えるための連続講演会』を実施し、開設時の2004年度前期から2006年度前期までに、36回を数えている<sup>4</sup>。

また、合格者に対しても説明会（「入学予定者説明会」）を開催し、養成しようとする法曹像も含め本法科大学院の基本方針を入学前から徹底している<sup>5</sup>。

### ③ 社会への周知

入学予定者を含む社会に対しては、法科大学院案内（ブローシャー）及

<sup>3</sup> 別添資料29「設置申請書類」。

<sup>4</sup> 別添資料42「『法曹としての将来を考えるための連続講演会』の記録」参照。

<sup>5</sup> 別添資料43「学生募集関連 説明会等」参照。

び Web サイトに養成しようとする法曹像の内容を掲載している。

研究科として毎年説明会を開催しているだけでなく、民間機関が主催し、全国各地（東京・大阪・名古屋・福岡・仙台）で行われる法科大学院説明会に積極的に参加し、本法科大学院が養成しようとする法曹像について必要な発信を行っている。

また、マスコミや広報機関からの取材に積極的に応じ、本法科大学院の基本方針を社会に対して広く伝える努力を行っている。なお、この点の資料として、「取材・広報関連」を添えることとする<sup>6</sup>。

## 2. 点検・評価

養成しようとする法曹像は、本法科大学院の開設にあたって本学の伝統や経験と司法制度改革審議会の答申をふまえて十分に練り上げられたものであり、標語としても明確化され、またその意味する内容についても明快な表現で説明されている。その証左としては、内外から本法科大学院への訪問者が多くあることをあげることができる<sup>7</sup>。また、最高裁判所の広報誌『司法の窓』第65号に「座談会・変わる司法の担い手たち」として本法科大学院が取り上げられている<sup>8</sup>。

教員、学生、社会のそれぞれのレベルにおいて、各レベルの実情に応じた多様な周知方法が実践され、開設後2年半の現段階では100%ではないにしても、十分な周知が行われている。

## 3. 自己評定

A

## 4. 改善計画

今後の実践の中で改善が必要となった事柄については、改善策を検討することになるが、当面、「知って得する FD の集い」への教員の更なる参加を促すこととする。

---

<sup>6</sup> 別添資料45 「取材・広報関連資料」

<sup>7</sup> 訪問者については、「梓 Waseda Law School News Letter」第2号6頁。

<sup>8</sup> <http://www.courts.go.jp/about/sihonomado/pdf/zadankai65.pdf>

1－2－1　自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。

## 1. 現状

### (1) 組織・体制の整備

#### ① 本法科大学院

本法科大学院における自己改革を目的とした組織としては、(ア)外部からの意見を聞くための国内外の有識者からなる「運営諮問委員会」<sup>9</sup>（委員：猪口邦子（衆議院議員）、岩城本臣（弁護士・元大阪弁護士会副会長）、清水勇男（公証人・元浦和地方検察庁検事正）、千種秀夫（桐蔭横浜大学教授・元最高裁判事）、板東真理子（昭和女子大理事・前内閣府男女共同参画局長）、樋口公啓（東京海上日動火災相談役）、平山正剛（弁護士・日本弁護士連合会会长）、マイケル・A・フィッツ（米国・U. Penn Law School Dean）、梁三承（韓国・Yoon & Yang 代表弁護士）)、(イ)研究科内部で自己点検評価を行う「自己点検評価委員会」（メンバーについては、「第2　自己点検・評価報告書作成のプロセス」を参照）、(ウ)教育の内容と教育方法についての自己改革ための「FD委員会」（委員長：山野目章夫、委員：浅古弘、黒沼悦郎、塚原英治、戸波江二、松原芳博）、(4)研究科全体の改善を常時検討する「研究科運営委員会」（研究科長、教務主任、各委員会〔人事、入試、FD、国際、臨床法学〕委員長から成る）の4つの機関を設置している。

#### ② 大学全体

大学全体では、第三者による評価を実施するために、「大学点検・評価委員会」が組織され、本法科大学院からも委員（浅倉むつ子教授）が選出され、2005年度に全学で自己点検評価が行われ、2006年度に大学基準協会による大学点検評価が行われる。

### (2) 組織・体制の機能

本法科大学院における自己点検評価については、財団法人日弁連法務研究財団が2004年に実施したトライアル評価に向けて自己点検評価を行い、その結果は『自己点検評価報告書』（2004年11月25日）にまとめられている。この段階では、委員会を設置する時間的余裕がなかったので、既存の「運営委員会」が中心になり、「FD委員会」がサポートするかたちで自己点検評価を行った。その後、2006年に「自己点検評価委員会」が設置され、正式な第三者評価にあたっては、同委員会が自己点検評価を行った。「運

<sup>9</sup> 別添資料4「早稲田大学大学院法務研究科運営諮問委員会規約」参照。

「運営諮問委員会」については、完成年度を経、新司法試験の結果が出た後、研究科長から諮問を行う予定である。

「研究科運営委員会」は、学生や教職員からの様々な意見を踏まえ、法科大学院全体の問題点に目配りしつつ、機動的かつ継続的に自己改革の取り組を推進している。なお、FDの仕組みそのものについては、現時点では改革の必要性はないと考えている。

大学全体の点検評価の一環としては、2005年度に本法科大学院に関する自己点検評価を行い、研究科運営委員会が、詳細な点検項目について、【理念・目的】【実態】【長所】【問題点】【改善の方法】の5つの観点から点検・評価を行い、その結果を報告書として大学本部宛に提出している<sup>10</sup>。

## 2. 点検・評価

自己改革が独善に陥らないために、内部の自己点検評価委員会だけでなく、外部からの勧告や助言を受けるための工夫（「運営諮問委員会」）がなされている。教育内容・方法の改革に向けての「FD委員会」や、研究科全体の改革問題に対処する「研究科運営委員会」とともに、組織・体制としては十分に整備されていると評価できる。

なお、「運営諮問委員会」については、完成年度後、新司法試験の結果が出た段階で開催を予定している。

## 3. 自己評価

A

## 4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

---

<sup>10</sup> 別添資料31「早稲田大学点検・評価報告書〔15 法務研究科〕」(2006年4月3日) 参照。

1－3－1 教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること。

## 1. 現状

### (1) 開示されている情報の範囲

現在開示されている教育活動等に関する情報は、①本法科大学院の基本方針、②研究・教育の概要（カリキュラムの概要、カリキュラムの紹介、臨床法学教育、学生交流制度、学生支援体制、継続教育など）、③教員紹介（研究業績等の公開を含む）、④施設・設備、⑤入学者選抜（基本的考え方・基準・方法・受験資格など）、⑥学費・奨学金、⑦シラバス、科目登録の手引き、学科目配当表・時間割などである。

### (2) 開示の方法

開示の方法は、①から⑥については、本法科大学院の Web サイト（ホームページ）とブローザー（日本語版と英語版）、ニュースレターで公開され、Web サイトは隨時、ブローザーは毎年更新されている。

⑦および学内情報については、本法科大学院の教員・学生に対して、「法科大学院教育研究支援システム」（以下、「教育支援システム」という。）によって周知され、自宅からでもアクセスできるようになっている。⑦の文書資料（シラバス・講義要項など）については、教員・学生に紙媒体でも配付されると同時に、事務所に常備され、希望者への閲覧に供されている。

年2回発行されるニュースレター・「梓」には、学生の声や留学生の紹介、研究科の様々な活動状況が紹介され、学生・教員に配付されている。

### (3) 学内外からの質問や提案への対応

開示された情報に対する質問は、メール、電話、事務所カウンターで対応している。教学関係については教務担当教務主任、学生生活関係については学生担当教務主任、入学者選抜についてはアドミッションズ・オフィスと教務担当教務主任が責任者となって、対応および回答を行っている。入試出願期間を除いて、月平均30件ほどの問い合わせがある。

学生からの質問や意見は、From-LS-Students というメーリングリストへのメールでも受け付け、執行部が隨時回答を行っているが、重要な提案については運営委員会において検討が行われ改善に生かされている（例：学生用自習室の増設・改善）。

## 2. 点検・評価

本法科大学院の教育活動に関する基本情報については、Web サイト（ホームページ）およびプローシャーにおいて、網羅的に公開され、誰でもアクセスができるようになっており、なお細かな改善は必要かもしれないが、全体としては良好である。教員・学生に対しては学内情報も含め教育活動に関する詳細な情報が Web 上の教育支援システムおよび紙媒体で開示されており、さらにメールでも情報の周知を徹底している。また、教育活動等に関する質問や提案に対しても対応できる体制が構築されており、それが執行部および運営委員会に受けとめられ、改善に生かされている。質問や提案にどのように対応したのかについての教員・学生へのフィードバックに関してはなお改善の余地がある。

### 3. 自己評定

A

### 4. 改善計画

学内情報を学内にとどめず、学外に向けても発信する努力をする。また、学内に関しても、質問・提案への対応について、フィードバックのあり方を更に検討したい。

1－4－1 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

## 1. 現状

### (1) 重要事項の意思決定主体としての本法科大学院

本法科大学院では、研究科に教授会をおき、専任教員および任期付専任教員〔客員教員（専任扱い）〕をもって組織している<sup>11</sup>。研究科教授会は、①研究および教育に関する事項、②教員の嘱任、休職、解任および懲戒に関する事項、③学位の授与に関する事項、④教育課程に関する事項、⑤授業科目等の担当に関する事項、⑥学生の試験および履修単位に関する事項、⑦学生の入学、休学、退学等および懲戒に関する事項、⑧研究科長候補者の選挙に関する事項、⑨研究科教授会の運営に関する事項、⑩その他研究科に関する重要事項を議決するとともに、研究および教育に関する予算を審議することになっている<sup>12</sup>。

### (2) 法学学術院との関係

本学には、2004年9月から、「系統ごとの主体的かつ一体的な教育研究活動を推進し、もって学部教育、大学院教育および研究機能の一層の強化をはかることを目的とする」学術院が設けられ<sup>13</sup>、法学学術院には法学部、大学院法学研究科、比較法研究所が属している。

本法科大学院は、法科大学院の「運営において一定の独立性を確保」<sup>14</sup>することが求められていることに鑑み、学術院の発足にあたり、法学学術院に属さない独立研究科として設置する道を選択した。ただし、同学術院規則附則第6条第1項に「法学学術院の構成は、法務研究科の完成年度である2007年度末までに見直すこととする。」とあるが、組織再編の前提条件が整っていないので、本法科大学院は、独立研究科としての現状を維持することにしている。

### (3) 理事会との関係

理事会は学校法人としての重要事項を審議決定するが、教育活動および人事については、研究科教授会の決定が理事会で覆されることはなく、教授会の決定通りに承認されるのが、本学における確立した慣行である。

---

<sup>11</sup> 別添資料4「早稲田大学大学院法務研究科規約」第2条。

<sup>12</sup> 別添資料4「早稲田大学大学院法務研究科規約」第3条。

<sup>13</sup> 別添資料4「早稲田大学学術院規則」第1条第2項。

<sup>14</sup> 「大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」の説明文書「管理運営の考え方」。

## 2. 点検・評価

以上の現状からすると、組織規定においても、その運営の実際においても、本法科大学院の自主性・独立性に特段の問題はない。

## 3. 自己評定

合

## 4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

1－4－2 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したこと  
を実施していること、実施していない場合には合理的な理由があり、  
かつ適切な手当等を行っていること。

## 1. 現状

### (1) 学生に約束した重要事項

学生に約束した重要事項としては、

- ①学ぼうとする人の求める専門的な知識や多様な履修目的に応えるカリキュラムと教員の準備
- ②海外のロースクールとの提携、他大学との連携
- ③きめ細かい学習サポート体制の確立（「教育支援システム」の活用、「アカデミック・アドバイザリー制度」の整備）
- ④学修環境の整備（専用棟の整備、自習室・ロッカーなど整備など）
- ⑤子どものいる学生のための保育所の用意
- ⑥経済的なサポート体制の確立（奨学金、入学時ローン制度）などがある。

### (2) 問題となる事項

以上の学生に約束した重要事項のうち、第一に問題となるのは、教育支援システムの活用である。本法科大学院では、同システムを利用して授業のレジュメ、予習の指示などを学生に提供することにしているが、このシステムを使わない、あるいは使えない教員が一部に存在することである。こうした事態を改善するために、新入教員に対しては、利用方法を含めて事務所でサポートしている。未使用教員に対しては、F D委員会から、教授会で利用の促進を依頼している。

第二は、自習室の席数の問題である。2005年度に完成した本法科大学院専用棟の自習室は、24時間、365日開室であるが、席数は約150席と学生数に対して不足していた。この席数の不足に対しては学生からの強い増設の要望があり、大学本部と交渉し、専用棟に隣接する関口ビルの3階・4階を自習室に確保した。現在、全学で研究用図書館の自習室を含め約800席を確保している。

### (3) 適切な対応・手当

学生に約束した重要事項に関する学生から質問や要望は、事務所カウンターあるいは法務研究科宛のマーリングリスト（From—LS Students）に寄せられようになっている。事務所で受け付けた質問や要望で、事務所カウンターの

応接によって解決がつかない問題は、教務主任に報告され、具体的対応を考える体制をとっている。また、法務研究科宛のメーリングリストには研究科長・教務主任・事務職員が加わっており、学生からの質問・要望については、もっとも適切な者が返信している。また、制度的な対応が必要なものについては、研究科運営委員会に上げ、対応策を協議している。

## 2. 点検・評価

学生に約束した重要事項の多くは実施されている。問題となる事項についても改善のための検討や試みが行われ、適当な手当が行われている。また、この問題での学生からの質問・要望に応える組織的な手当もできている。

## 3. 自己評定

合

## 4. 改善計画

教育支援システムの活用については、引き続き研修等で活用の促進に努力する。

1－5－1 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

## 1. 現状

### (1) 養成しようとする法曹の特徴

基準1－1－1で述べたように、本法科大学院は、建学の精神と経験・伝統を踏まえながら、多様化する日本と国際社会のあり方に対応できる質の高い法曹（＜境界を超えた法曹＞＜挑戦する法曹＞）の養成を目指している。また、裁判官・検察官・弁護士という狭義の法曹のみならず、国際公務員・国家公務員・企業法務担当者などの法曹資格をもった法律専門職の養成も目指している。

### (2) 教育研究活動の特徴

本法科大学院は、学生の多様な進路志望に応えられる、多くの専門分野を備えた全方位型の総合法科大学院を目指している。また、多様な背景をもつ学生を広く受け入れ、彼ら・彼女らをしっかりとした法曹に養成するため、教育の中核を3年制過程においている。教育の内容としては、法曹に必要な資質・能力を養成するために、法曹倫理教育の充実や実務基礎系科目・臨床法学教育の充実にも心を砕いている。

### (3) 特徴の追求

- ① 学生の多様な進路志望に応えるために多くの専門科目を並べるだけでなく、専門分野別に科目をセットにしたワークショップを設け、それぞれの志望に即して科目が選択できるシステムを構築している。
- ② 学生たちに将来すすむべき進路について具体的なイメージをもってもらうため、連続講演会を開催し、すでに36回を数えている（基準1－1－1を参照。）。毎回、多くの学生たち（数十名から数百名）が参加し、講演終了後も講師を囲んで熱心に質問する学生たちの姿が見られる。
- ③ 臨床法学教育としては、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックで実際に法サービスに携わりながら学ぶ「リーガル・クリニック」、一般企業や法律事務所に出向いて法実務を学ぶ「エクスターンシップ」、模擬裁判やロールプレイなど学内で行う「シミュレーション」が展開されている。とくに、リーガル・クリニックは、民事、家事、刑事、労働、知財、外国人、ジェンダー、憲法の領域において、第一線の実務家法曹と研究者の相互交流・協力のもと、行われている（詳しくは、基準6－2－2を参照）。
- ④ 多様な法曹を養成する方策の一つとして、外国のロースクールと学生交流協定を締結し、留学できる制度を用意している。とくに、このプログラムを利用してアメリカのLL.M（法学修士）コースを修了した場合には学

位やアメリカの法曹資格を取得することができることになっている。これまでのところ、本法科大学院から6名が留学し、外国のロースクールから12名の学生を受け入れている<sup>15</sup>。

## 2. 点検・評価

本法科大学院が追求しようとしている特徴は、法曹像の側面でも、教育研究活動の面でも明確であると考えらえるが、それらの特徴の追求には100%ということはない。とくに、特徴の追求を研究科全体のものにするためには、なお改善の余地がある。しかし、設置2年半の取り組みとしては質的にも量的にも評価できるものである。

## 3. 自己評定

A

## 4. 改善計画

特徴の追求を法科大学院全体のものとするために、FD委員会などで教員相互の共通理解を広げる努力を継続する。

---

<sup>15</sup> 別添資料41「大学院法務研究科学生交換の実績」参照。

2－1－1 適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開されていること。

## 1. 現状

### (1) 学生受入の基本方針

本法科大学院の教育上の目的は、「法律学の専門知識を具え、それを批判的に検討し、さらに発展する創造的な思考力を持つとともに、豊かな教養と国際感覚を具え、人間や社会に対する深い洞察力と豊かな人間性に支えられ、優れた人権感覚を身につけ、社会に生起する法律問題を的確に分析し、解決する能力を持つ志の高い法曹」の養成にある（詳細は、基準7－1－1参照）。このような教育上の目的に適う、将来の法律家を志望する質の高い優秀な人材の受入を確保するため、本法科大学院では、全国レベルの適性試験の結果をはじめとする多様な資料に基づく、総合的な選抜方法を採用している。

本法科大学院は、中央教育審議会答申および法科大学院設置基準に示された理念に忠実に従い、学部の専門分野を問わず、社会人を含めた多様なバックグラウンドを持った人材を受け容れ、優れた法律家を養成することを目指すという立場に立っている。そのため、入学者の選抜も、その実現のために求められる公平性、開放性、多様性を確保することを第一義として設計されており、法学既修者枠・未修者枠・社会人枠を設けない一元的な入学選抜方式が採用されている。

一元的な入学選抜方式を採用するが、法科大学院設置基準が認める法学既修者認定を希望する志願者についてはその希望を尊重する。そのため、最終合格者の中で希望する者については既修者認定試験を実施し、その結果、法学の基礎的な知識を有すると認められる者については、既修単位を認定し、2年間での課程修了に道を開いている。ただし、この場合にも、法学既修者認定試験の合格者数について一定の人数枠を定めることはしていない。認定基準が年度によって異なるという事態を回避するためである。

### (2) 学生選抜の概要

本法科大学院は、優れた法曹として実社会で活躍できる者が備えるべき資質として、「判断力・思考力・分析力・表現力等の資質」（知的側面）、「健全な社会常識・奉仕の精神・正義感」（情の側面）、「情熱・気力」（意志の側面）、「教養・各種分野の専門的知識」（知識の側面）、「コミュニケーションの能力」という5つが必要であると考えている<sup>16</sup>。したがって、学生の選抜にあたっては、これらの資質を備えた人材であるか否かを確認することを目的としている。そのため、選抜方法としては、ペーパー試験による1点の違いを絶対

<sup>16</sup> 別添資料1「早稲田大学大学院法務研究科ブローカー」34頁。

視するような選抜方法は採用しておらず、大学入試センターまたは日弁連法務研究財団が実施する「適性試験の成績」、「申述書（ステートメント）」、「推薦状」、「学部成績」、「語学等の各種能力に関する資料」などによる書類選考と、面接試験による総合的な評価という方法を採用してきている<sup>17</sup>。

選抜手続については、別添の入試要項等に所掲のとおりであるが、毎年7月末に出願期間を設定し、8月中に書類選考作業を行って第一次合格者（例年、約800名）を発表し、それら一次合格者について面接試験を行い、最終的に書類審査と面接試験の評価を総合して9月末に最終合格者（定員300名）を発表している。書類審査にかかる申述書（二つの課題）を提出させるものとし、推薦状その他の能力証明資料については、提出するかどうかを含め任意としている。また面接試験においては、試験当日に与えられる課題について受験生の見解を述べさせ、それをめぐって試験官と議論するという方式を採用している。

なお、以上のような丁寧な入学選抜を可能にするために、本法科大学院に常設の「アドミッションズ・オフィス」を設置して専任職員を配置し、入学選抜は、入試委員会を中心として、本法科大学院教授会が行っている。

### （3）入学を検討する者に対する学生受入方針、選抜基準、選抜手続等の開示

以上のような、受入・選抜の方針、選抜方法等については、別添の本法科大学院ブローカーおよび入学者選抜試験要項、さらにはWebページに明示してある。また年間複数回開催される入試説明会などを通じて直接志望者に説明を行っているほか、アドミッションズ・オフィスへの問い合わせについては常時専任職員が対応に当たっている。

## 2. 点検・評価

### （1）本法科大学院の教育方針と学生受入方針の適合性

本法科大学院の教育上の目的は1（1）に述べたとおりである。そのような目的を達するためには、多様なバックグラウンドの上に法曹となることを志望するに至った学生が、法律専門教育を受け、地域・文化・分野を超えて、多様な視点、多様な価値観から、教場において活発な意見交換を行うことが重要な意味を持つ。本法科大学院があらかじめ既修者枠・未修者枠を設けない一元的選抜方法を採用しているのは、定員枠を設けることにより、志願者の特定のバックグラウンドがことさら有利に作用し、公平性・開放性・多様性を阻害する事態を回避したいと考えたからであり、このような選抜のあり方こそが、複雑化し、国際化する社会に生起する諸問題に適切に対処できる

<sup>17</sup> 別添資料1「早稲田大学大学院法務研究科ブローカー」34・35頁。  
別添資料6「入学者選抜要項」。

高い能力を持った法曹の養成の場としての法科大学院には相応しく、またそれゆえに本法科大学院の教育方針とも適合しているものと評価している。

一元的選抜方式を採用するが、1（1）で述べたとおり、既修者希望者については、最終合格者の中で内部振り分け方式によって既修者認定を行っている。この場合、既修者認定合格者に定員を設けていないことから、2年終了予定者と3年終了予定者の数が、年によって一定しないという事態が生ずる。この点については、1年次必修科目（法律基本科目 定員50名）のクラス数を増設している。例えば、2004年度には4クラスから5クラスに増設し、2005年度には5クラスから6クラスに増設した。2年次必修科目については、6クラス編成で、300名の定員に対応できる態勢がとられているから、カリキュラム編成上の不都合は生じない。

## （2）選抜基準、選抜手続の明確性ならびに学生受入方針との適合性

1（2）に示したように、本法科大学院は、実社会で優れた法曹として活躍できる者について、5つの資質が必要であり、かつその資質はどの一つも欠かすことはできないと考えている。それら資質の存否は、志願者の能力や属性を多方面から分析することによって初めて判断することができるのであり、そのためには本法科大学院が採用する書類審査と面接による総合評価方式が最善の方法であると考えている。

## （3）入学を検討する者に対する学生受入方針、選抜基準、選抜手続等の開示

学生受入方針、選抜手続等については、プローシャー、Webページ、入試要項、説明会などにより、適時、必要かつ十分な開示を行っている。また、選抜基準についても、個々の要素に対する具体的評価の基準（教授会の手続を経て適正に決定している）については公開してはいないものの、例えばWebページで、「総合評価にあたって、受験生が提出する各種書類の中で、「(法科大学院) 適性試験の成績」は、主として[知的側面]を判断するために役立つでしょう。「学部成績」や「能力証明資料」は、[知識の側面]、「申述書（ステートメント）」「推薦状」は、[知識の側面]、[情の側面]、[意志の側面]を判断する際に役立つと考えています。第二次選考の「面接試験」では、受験生へのインタビューにより、書類審査で検討した優れた法曹としての諸条件が真に備わっているかを、直接的に確認することになります。また、ここでは[コミュニケーション能力]も判断します。」として具体的に着目点を挙げ、さらに書類審査と面接の関係についても、「最終的には、第一次選考の『書類審査』と第二次選考の『面接試験』の結果を総合して、『優れた法曹として実社会で活躍できる人材』を選抜します。」として、両者総合して最終合格者を決定する旨明示している。また、適性試験についても、総合評価の一部であると明示してあるほか、一定の点で切り捨て、他の要素を考慮しない、いわゆる足きり

には使用しない旨、機会あるごとに説明している。

以上の点を考慮に入れれば、なお細目で表示の仕方や説明の仕方に工夫の余地はありうるとしても、現段階で、入学を検討するものに対しては、学生の受入や選抜に関する情報の提示は十分に行われていると考える。

### 3. 自己評定

A

### 4. 改善計画

長文読解力や文書作成能力が若干低い大学生が見受けられるので、これらの能力を評価できる選抜試験のあり方について検討している。

2-1-2 入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って適切に実施されていること。

## 1. 現状

### (1) 入学者選抜基準・選抜手続きに従った実施

本法務研究科の入学選抜は、法科大学院開設初年度であった2004年度入試を例外として、例年7月から9月の間に実施されている。また入学者選抜基準及び選抜手続の大綱は、2004年度入試を含め、変更されていない。

本法務研究科では、申述書、その他の能力証明資料、面接試験などのすべてにおいて、同一事項については複数の教員による評価判定方法を採用している。これは総合的選抜方法を採用した場合に起こりがちな、主観的評価による判定に陥らないようにするためである。

このような基準と手続による合格者数、入学者数、在籍者数の推移は、以下の表に示すとおりである。

单位：人				
年度	出願者数	合格者数	入学者数	在籍者数
2004	4,557	312	277	277
2005	2,264	333	290	290
2006	2,194	372	285	285

[注] 1 「在籍者数」とは、入学年度の5月1日現在で在籍する学生の数

この表によると、2004年度の入学者数が他の年度に比してやや少ないが、入学者選抜試験が2004年1月に行われたため、有職者のなかで3月末までに退職をすることができなかった合格者が少なくなかったためである。

### (2) 入学者選抜の公正さ・公平さに疑問を提起される事態の有無

これまでには、この様な事態は発生していない。なお、本法務研究科では、不合格者からの不合格理由の問合せに対しては、すべての入学者選抜手続が終了した時点で、希望があれば、面談の上、説明を行ってきているが、その件数は例年1～2件である。

## 2. 点検・評価

入学選抜は、本法科大学院の選抜基準・選抜手続に従い、適切に実施されている。合格者数、入学者数についても、定員数との間に相当範囲を超える逸脱は存在しない。加えて、毎年の結果を検討して、改善のための努力も平行して行われている。例えば、申述書の課題に関してであるが、初年度は、

もっぱら志願者本人の「意志の側面」を判断するという視点から、法曹となることを希望する理由や意欲について問うものであったのに対し、翌2005年度からは、新聞の記事などを材料にして、法曹としての立場からどのように解決策を提示するかといった課題も取り入れるようにしてきた<sup>18</sup>。これは、社会とのかかわりの中で問題発見能力や対処能力を測り、また対象記事の掲載期間を限定することで、一定期間内に意見をまとめる能力を測ることを目的としたものである。選抜基準や手続の大綱こそ変更はないが、この種の改良や変更は今後とも続け、より能力の高い学生の選抜を心がけていきたいと考えている。

### 3. 自己評定

合

### 4. 改善計画

2の点検・評価で述べたような細目の改善の努力を継続する。

---

<sup>18</sup> 別添資料32「ステートメント課題の推移一覧表」参照。

2－2－1 適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開されていること。

## 1. 現状

### (1) 既修者認定試験による認定科目

2－1－1に述べたように、本法科大学院は一元的な入学選抜によって最終合格者を決定し、その上で、最終合格者の中で希望する者について既修者認定試験を実施している。この試験の合格者については、1年次配当の必修科目30単位（免除科目については、基準5－1－1参照）を修得したものと見なされ、2年間の在学で法科大学院の課程を修了することが可能となる。認定試験の合格者については定員を設けていない。それは認定基準が年度によって異なるようにと考えるからである。

### (2) 既修者試験の実施時期・試験科目・認定基準等

認定試験は、憲法、民法、刑法、会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法の6科目であり、2日間にわたって実施する。実施時期は、2006年度入学者選抜までは2月に行ってきたが、既修者認定の合否が早く分かった方がよいという受験者側の要望もあり、2007年度入学者選抜からは、これを10月に繰り上げて実施することになった。

認定試験合格者については別個のカリキュラムが設けられているわけではなく、第1年次を終了して2年次に上がった学生と合流して、2年次の科目から履修することになる。したがって、既修者認定の基準は、本法科大学院において上記試験科目に相当する諸科目を履修した者と同程度の法律知識を有すると認められる者であるというところに置かれている。

### (3) 既修者試験に関する情報の開示

本法科大学院における既修者試験の位置づけについては、一元的入学者選抜に関する説明とあわせて、別添のプローシャー及び入学者選抜試験要項、さらにはWebページ、説明会などを通じて情報提供を行っている。また既修者試験の実施時期や内容については、プローシャーやWebホームページに1項を設けて説明し、さらにWebページ上には過去の認定試験の問題も公開している。

### (4) 既修者認定の公正さ・公平さに疑問を提起される事態の有無

これまでには、この様な事態は発生していない。

## 2. 点検・評価

1において述べたとおり、2007年度入学者選抜より、既修者認定試験の時期を、従来の2月から10月に変更した。最終合格発表から間もない時期に試験日程を設定したことで、認定を希望する学生にとっては認定の合否の結果が早期に分かり、進学後の学修に対して適切な準備を行いやすくなるという利点が生ずる。

試験科目については、1年次配当の必修科目と対応させている。そのことは、認定者は本法科大学院で1年次を終了して進級した学生と合流して2年次以降の科目を履修しなければならないことを考えれば、合理性を有している。ただし、出題、採点、合否判定基準のあり方については、入学後の成績をみて検証して行くことが必要であると考えている。

認定試験に関する情報については、過去の試験問題を含め、ブローシャー や Web ページに開示しているほか、説明会でも本法科大学院における既修者認定試験の位置づけについて説明を行っている<sup>19</sup>。

### 3. 自己評定

A

### 4. 改善計画

上記2に記載した検証を行い、必要な改善を検討する。

---

<sup>19</sup> 別添資料6「入試問題」。

2-2-2 法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って適切に実施されていること。

### 1. 現状

本法務研究科では、既修者認定試験の出題、採点についても、その相当性、客観性を確保するため、それぞれの科目につき、複数の教員が行っている。

過去における既修者認定試験の実施結果は下記の表に示すとおりである。

	04年度		05年度		06年度	
	入学者数	法学既修者数 (内数)	入学者数	法学既修者数 (内数)	入学者数	法学既修者数 (内数)
学生数	277名 *77名	20名	290名 *66名	12名	285名 *67名	22名
学生数に対する割合		7.2%		4.1%		7.7%

\*は既修者認定試験受験者数

### 2. 自己点検・評価

既修者認定は、本法科大学院の基準及び手続に従って、適正に実施されている。従来、実施時期について問題があったが、2007年度入学者選抜から改善されたことについては、すでに述べたとおりである。

1所掲の表から分かるように、例年受験者数に比して合格者数は比較的少數にとどまる。このことは、すでに述べたように、合格基準を本法科大学院一年次配当科目履修のレベルに設定していることの結果である。この合格基準を大幅に緩めてまで認定合格者を増やそうとは考えていないが、試験問題の内容や方法については、それが合格基準に合致するものになるよう、引き続き不斷に検証し、改善の努力を重ねていきたいと考えている。

### 3. 自己評定

合

### 4. 改善計画

受験生の動向をみつつ、さらに検討を重ねることとしている。

2－3－1 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

## 1. 現状

### (1) 入学者の属性について

本法科大学院は、すでに基準2－1－1において述べたように、学部の専門分野を問わず、社会人を含めた多様なバックグラウンドを持った人材を受け入れて法曹に養成することを目指すという立場に立ち、学生の選抜も公平性、開放性、多様性を確保することを第一義として、法学既修者枠・未修者枠平等・社会人枠を設けない一元的な入学選抜方式を採用している。

その結果、学生の出身校について、他大学出身者も相当数を占めている。属性別の入学者については、下記の表ならびに別添の出願者・合格者の属性の推移の表<sup>20</sup>を参照されたい。

	法学部 出身者	他学部 出身者	実務等経験者 (社会人)	合計
入学者数 06年度	202名	42名	41名	285名
合計に対する 割合	70.9%	14.7%	14.4%	100.0%
入学者数 05年度	171名	46名	73名	290名
合計に対する 割合	59.0%	15.8%	25.2%	100.0%
入学者数 04年度	134名	51名	92名	277名
合計に対する 割合	48.4%	18.4%	33.2%	100.0%

本法科大学院においては、「他学部出身者」および「社会人」については、次の定義ならびに方法によって分類している。

「他学部出身者」とは、「法学部ないしは法学系学部」以外の出身者であり、社会人でない者をいう。このうち「法学系学部」であるか否かについては、大学によって学部名称が多様であることから、入学出願の際に提出する受験者の進学調書中の自己申告に拠ることとしている。

「社会人」とは「実務等経験者」のことであり、「入学時点において官公庁・

<sup>20</sup> 別添資料10「出願者・合格者の属性の推移の表」

会社等における勤務経験、自営業としての経験や、主婦・主夫等、通算して3年以上の社会経験を持つ（見込みの）者」をいう。いわゆる「フリーター」、「司法試験浪人」は社会人の枠には含めない。社会人の定義ならびに進学調書への職歴の記載の仕方などについては入試要項に明示している。社会人に該当するか否かは、進学調書中の最終職歴欄ならびに履歴記載欄の記述により確認している。

他学部出身者と社会人の入学者の割合は、表に示すとおりである。入学者の割合は、2006年度についてこそわずかに3割を切るが、最終合格者についてみれば、これまで3割以上を確保してきている（2004年度53.2%、2005年度45.3%、2006年度30.1%）。しかし、本法科大学院では、学業と仕事の両立が極めて困難であるとの認識から、有職者には退職することをすすめているが、退職できないために入学を断念する者がいる。

#### （2）他学部出身者または社会人の割合を3割以上確保することについて

本法科大学院の入学者選抜においては、他学部出身者または社会人の割合を3割以上入学させるために、一元的入学選抜方式を採用し、幅広い分野における学業成績や学業以外の活動実績、社会人としての活動実績等を総合的に考慮できるよう、書類審査と面接のみによる選抜を行うこととしている。

面接や既修者認定試験等、集合試験の日程については、社会人志願者の便宜を考えて、土日等の休日に設定している。また社会人向けの広報活動を行っているほか、学内外での説明会においても、社会での実務経験豊かな人物に多く入学して欲しい旨呼びかけている。説明会参加者の中には熱心な社会人が多数おり、電話やメールでの問合せも社会人からのものが多い。

## 2. 自己点検・評価

本法科大学院は、他学部出身者や社会人を広く受け入れることを基本に置いている。しかし、その一方で、他学部出身者や社会人というだけで人数枠を設け、その他の志願者より優先的な取り扱いをすることはしていない。本法科大学院が受入れを目指す学生の資質についてはすでに述べたとおりであり、他学部出身者や社会人にもその資質の具備が求められるからである。しかし、合格判定基準においては、出身学部がどこであるかによって不利となることはなく、学部成績の評価なども法学部か否かで区別していない。また社会における活動や、資格については積極的に評価することとなっており、この点は実務経験を有する社会人にとって有意に働く要素となっている。このように多方面にわたる要素を評価することにより、他学部出身者ならびに社会人の割合の確保は可能と考えられ、現状ではほぼそれを充足していると

評価できる。

### 3. 自己評定

合

### 4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

3－1－1 専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。

## 1. 現状

学生収容定員数：900人  
専任教員総数： 71人<sup>21</sup>

専任教員の適格性については、専任教員の採用時においては、「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」<sup>22</sup>にしたがって、審査委員会が専任教員候補者の適格性についての実質審査を行い、その審査報告にもとづき教授会において最終判断を行っている。審査においては、担当科目を教えるに相応しい教育能力があるかどうかを、研究業績あるいは実務経験だけでなく、教育実績を含めて多角的に審査をしている。設置申請時においても同様の適格性の審査を行った。また派遣裁判官教員あるいは派遣検察官教員についても司法研修所等での教官経験など教育経験のある者の派遣を要請している。

法科大学院の自己点検時においては、各専任教員から提出された「個人調書」をもとに、自己点検評価委員会が、形式的審査を行った。

専任教員とその担当科目は、別紙「教員一覧」の通り。

## 2. 点検・評価

学生900人に対して求められる専任教員数は60人であるから、教員人數の割合は基準を満たしている。

教員の適格性については、「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」<sup>23</sup>、「専任教員の昇任に関する法務研究科細則」<sup>24</sup>、「任期付き専任教員の身分変更に関する法務研究科細則」<sup>25</sup>及び「派遣教員の嘱任に関する法務研究科細則」<sup>26</sup>に定める資格要件及び手続にしたがって審査が行われており、問題点はない。

ただし、テニュアを付与されている専任教員の適格性については、制度的に検証することができるのか否かを含めて検討をしなければならない課題であると認識している。

---

<sup>21</sup> 別紙「教員一覧」、「教員個人調書」。

<sup>22</sup> 別添資料4「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」。

<sup>23</sup> 別添資料4「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」

<sup>24</sup> 別添資料4「専任教員の昇任に関する法務研究科細則」

<sup>25</sup> 別添資料4「任期付き専任教員の身分変更に関する法務研究科細則」

<sup>26</sup> 別添資料4「派遣教員の嘱任に関する法務研究科細則」

### 3. 自己評定

合

### 4. 改善計画等

基準3－2－1との関連においても、教員の授業負担を軽くする必要を痛感しており、専任教員の増員と法学学術院専任教員との併任を解消することが急務である。専任教員の増員については、2007年4月に、6名の専任教員（うち、1名は任期付き専任教員・実務家教員）の新規嘱任を決定している。なお、さらに専任教員3名の増員を計画している。併任についても、理事会との間で併任解消について話し合いを進めているところである。

3－1－2 法律基本科目の各分野毎に必要数の専任教員がいること。

### 1. 現状

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法のそれぞれの分野に該当する各科目について、各教員の科目適合性については、別紙「法律基本科目担当者一覧」の通りである。

	憲 法	行政法	民 法	商 法	民事訴訟法	刑 法	刑事訴訟法
必要 教員数	公法系 4名		4名	2名	2名	刑事法系 4名	
実員数	4名	2名	12名	7名	4名	5名	3名

### 2. 点検・評価

現状に記述したとおり、法律基本科目を担任する各専任教員は、いずれも科目適合性の観点から適格性を充足しているものと思われる。

法律基本科目に関する各分野について、必要とされる専任教員数は、公法系4名、刑事法系4名、民法に関する分野4名、商法に関する分野2名、民事訴訟法に関する分野2名以上であり、上記表のとおり、各科目とも必要教員数を充足している。

### 3. 自己評定

合

### 4. 改善計画

基準3－1－1の改善計画で述べたように、2007年4月に専任教員6名を新規嘱任することが決定しているが、そのうち民法担当者が2名、商法担当者が1名、民事訴訟法担当者が1名、刑法担当者が1名である。

3－1－3　5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。

#### 1. 現状

法令上必要とされる「5年以上の実務経験」を有する専任教員（以下、「実務家教員」という。）の数は12名であり、現在の実務家教員数は21名である。

実務家教員についての各教員の実務経験については、別紙「実務家教員実務経験一覧」の通りである。

#### 2. 点検・評価

「現状」で述べたとおり、実務家教員の要件である「5年以上の実務経験」の該当性および割合につき問題はない。

#### 3. 自己評定

合

#### 4. 改善計画

実務家教員21名のうち、任期付き専任教員〔客員教員（専任扱い）〕の教員が17名であるので、安定的に実務家教員を確保するために、周到な人事計画を策定することが必要であり、そのための人事計画策定を人事委員会で検討している。

### 3-1-4 専任教員の半数以上は教授であること。

#### 1. 現状

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	69名	2名	71名	20名	1名	21名
計に対する割合	97%	3%	100%	95%	5%	100%

本法科大学院における教授の専任教員に占める割合は、上掲の表の通りであり、各教授は、いずれも本法科大学院が定める「教授」の資格要件を満たしている。

本法科大学院における「教授」の資格要件は、次の通りである。

研究者教員については、「大学の助手、専任教員、研究機関の研究員または当該専門科目の分野につき専門職であった期間が10年以上あり、かつ、研究科において担当すべき科目につき10年以上の研究歴を有する者」<sup>27</sup>との資格要件を定めている。

実務家教員については、「判事、判事補、検事、弁護士、その他の法律関係職にある者で、10年以上の実務経験を有し、研究科において担当すべき科目につき卓越した実績を有する者」<sup>28</sup>との資格要件を定めている。

本法科大学院の助教授である者が教授に昇任する場合は、「担当する科目について、卓越した研究業績ないし実務経験を有するとともに、優れた教育を実践」<sup>29</sup>し、かつ「本研究科助教授であった期間が5年以上ある者。ただし、研究科嘱任前に助教授であった者は、その期間を本研究科助教授であった期間に積算する」<sup>30</sup>と、その資格要件を定めている。任期付き専任教員である客員助教授（専任扱い）の客員教授（専任扱い）への昇任についても、その者の在職が5年に満たない場合でも、「専任教員嘱任に関する法務研究科細則第7条に定める各号の一の資格を満たした者」<sup>31</sup>も、被推薦資格を有するとして

<sup>27</sup> 別添資料4「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」第4条

<sup>28</sup> 別添資料4「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」第7条

<sup>29</sup> 別添資料4「専任教員の昇任に関する法務研究科細則」第3条

<sup>30</sup> 別添資料4「専任教員の昇任に関する法務研究科細則」第4条

<sup>31</sup> 別添資料4「専任教員の昇任に関する法務研究科細則」第6条

いる。

教授資格の認定は、審査委員会<sup>32</sup>、派遣教員にあっては推薦委員会<sup>33</sup>において、教授資格要件を満たしているか否かの審査が行われ、その審査報告を受けて教授会で最終的判断をする手続となっている。

## 2. 点検・評価

専任教員に対する教授の割合は、97%であり、各教授とも教授として適格である。

## 3. 自己評定

合

## 4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

---

<sup>32</sup> 別添資料4「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」第12条乃至第16条

<sup>33</sup> 別添資料4「派遣教員の嘱任に関する法務研究科細則」第5条。

### 3-1-5 教員の年齢構成に配慮がなされていること。

#### 1. 現状

		40歳以下	41~50歳	51~60歳	61~70歳	71歳以上	計	
専任教員	研究者教員	1名	15名	26名	8名	0名	50名	
		2%	30%	52%	16%	0%	100%	
専任教員	実務家教員	1名	9名	7名	4名	0名	21名	
		5%	43%	33%	19%	0%	100%	
合計		2名	24名	33名	12名	0名	71名	
		3%	34%	46%	17%	0%	100.0%	

#### 2. 点検・評価

教員の年齢構成につき、教育の多様性や教育・研究水準の維持発展の観点から現状に問題はない。

本法科大学院における人事は、研究科人事委員会が、法科大学院設置基準、同認証評価基準および研究科が設置する科目等に照らして策定した人事計画により、具体的条件を提示して、候補者の推薦を求める研究科内公募の形式を探っており<sup>34</sup>、教員として優秀な人材の確保ができているものと考えている。

現状の教員の年齢構成については特段改善を要する問題はないが、10年後の年齢構成を考えたとき、教員の補充に際しては、45歳以下の若手教員を積極的に採用することと、次世代を担う法科大学院教員の養成が大切であると考えている。

#### 3. 自己評定

A

#### 4. 改善計画

次世代を担う法科大学院教員の養成をすすめることとしたい。しかし、そ

<sup>34</sup> 別添資料4「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」第9条、第11条。

のためには環境の整備も必要となる。

専門職大学院設置基準では、法科大学院の専任教員は平成26年度年からは博士課程の研究指導ができないこととなるため、法科大学院修了者の中から法学研究者を養成しようとする場合には、法科大学院に「助教」<sup>35</sup>をおき、法科大学院専任教員の指導の下で研究に専念できるようにすることが極めて重要となる。「助教」の制度を利用し、法科大学院修了生を研究者に養成するプロセスとしては、概ね、次のようなプロセスが考えられるところである。

法科大学院修了者を法学研究者として育成する場合には、一定期間、研究に専念させる必要がある。研究者志望の法科大学院学生には、在学中に、将来専門とする分野の論文指導を受けて、リサーチ・ペーパーを執筆するとともに、「助教」に嘱任後、（場合によって国内研究・在外研究等の制度も利用して）教授の個別指導を受けながら、3年程度、専門とする分野の研究に専念して、論文を執筆し、研究成果を発表することが必要であると考える。この間に、1年間、司法研修所で修習を受け、法曹資格を得る者もいよう。4年目・5年目は、ひきつづき研究を更に進めるとともに、法科大学院での教育（例えば演習科目など）を担当し、教育的スキルを身につけることが期待されることになる。

しかしながら、法科大学院研究者教員の後継者養成の一環として、「助教」制度を利用しようとしたとき、二つの克服すべき課題がある。一つは、法科大学院の教員資格としておおむね教育経験5年以上であることが求められており、法科大学院修了生の「助教」に法科大学院の教育を担当させることができないことである。二つめは、法科大学院を設置する私立大学がかかる方法による法学研究者の養成が可能とするためには、研究に専念し、授業を担当しない「助教」が、私立大学等経常費補助金一般補助の対象とならない可能性があることである。

この二点については、次世代を担う研究者教員養成のために、文部科学省等の関係機関の理解と改善をお願いするところでもある。

---

<sup>35</sup> 学校教育法第58条第8項。

3-1-6 教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。

1. 現状

性別	教員区分		専任教員		兼担・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員			
男	48名	20名	46名	27名			141名
	96%	95%	92%	82%			
女	2名	1名	4名	6名			13名
	4%	5%	8%	18%			
全体における女性の割合	4%		12%				

2. 点検・評価

現在の教員のジェンダー構成が、直ちに教育の多様性や教育・研究水準の維持発展に支障をきたしているとは一概に言えないが、本法科大学院が、女子学生の全在籍学生に対して占める割合が約40%と比較的高いことを考えると、女性の専任教員が3名であることは、消極的評価とならざるを得ないと考える。しかしながら、女性の法学研究者が男性に比べて極めて少ない日本の現状を考えたとき、適材の女性研究者教員を確保することは困難な状況にあるが、教員のジェンダー構成の適正化を考えて、新規嘱任教授については、女性教員の採用に努力をしている。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

2007年4月に1名の女性教員を教授に嘱任することが決定している。

3-2-1 教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

### 1. 現状

平成16年前期 教員担当コマ数

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最高	10.09	6.24	1.00	0	1コマ 90分
最低	0	0	0.54	0	
平均	5.73	1.63	0.85	0	

平成16年後期 教員担当コマ数

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最高	10.00	12.00	1.00	0.54	1コマ 90分
最低	0	0	0.54	0.54	
平均	6.04	2.99	0.96	0.54	

平成17年前期 教員担当コマ数

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最高	12.00	9.29	3.00	1.00	1コマ 90分
最低	2.00	0	1.00	0.20	
平均	7.14	2.73	1.64	0.71	

平成17年後期 教員担当コマ数

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最高	11.00	7.27	3.00	1.59	1コマ 90分
最低	0	2.05	0.54	0.54	
平均	6.85	4.12	1.22	0.98	

### 平成18年前期 教員担当コマ数

教員区分 授業時間数	専任教員		兼任教員・兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最高	11. 07	7. 74	4. 00	1. 80	1コマ 90分
最低	2. 23	0	0. 54	0. 27	
平均	6. 98	3. 35	1. 52	0. 92	

### 平成18年後期 教員担当コマ数

教員区分 授業時間数	専任教員		兼任教員・兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最高	10. 09	8. 41	3. 00	1. 54	1コマ 90分
最低	0	2. 61	1. 00	0. 54	
平均	6. 64	4. 80	1. 27	0. 97	

- [注] 1 教員が当該大学において担当する週当たりの最高、最低及び総平均授業時間（コマ数）を記載した。  
 2 専任教員については、早稲田大学における担当コマ数を、兼任・兼任教員については、本法科大学院での担当コマ数を記載した。  
 3 兼担・兼任教員については、本法科大学院で授業を担当する学期のみ記載をした。

## 2. 点検・評価

「法務研究科教員の服務等に関する内規」において、「教員は、本学において通年で16単位（1週平均4時限（1時限は90分とする））以上の各授業科目および研究指導（以下、「授業等」という。）を担当することを原則とし、「通年で30単位（1週平均7.5時限）を超えて授業等を担当することはできない」としているが、本法科大学院の多くの教員が法学部・大学院法学研究科の授業を兼任しており、この制限を超える教員もいる。同内規では、そうした場合には、「通年で30単位（1週平均7.5時限）を超えて授業等を担当しなければならないときは、その理由を附して研究科長に申請をしなければならない。研究科長は、教授会の承認を得て、これを許可するものとする」と定め、やむを得ない場合に限って、これを認めることとしている<sup>36</sup>。

概ね、担当授業時間数が、授業の準備等に要する時間等も考えて適当である教員がほとんどであるが、授業担当コマ数が10コマを超える教員も数人おり、学生アンケートでも授業の準備についての若干の不満が現れている<sup>37</sup>。法学学術院の理解を得ながら、早急に改善をしなければならない点であると認識している。

<sup>36</sup> 別添資料4「法務研究科教員の服務等に関する内規」第5条

<sup>37</sup> 別添資料13「2006年度前期学生アンケート」

### 3. 自己評定

B

### 4. 改善計画

教員の授業負担を軽くする必要を痛感しており、専任教員の増員、法学学術院専任教員との併任解消及び法学学術院兼担の軽減が急務である。専任教員の増員については、2007年4月に、6名の専任教員（うち、1名は任期付き専任教員・実務家教員）の新規嘱任を決定している。なお、さらに専任教員3名の増員を計画している。併任についても、理事会との間で併任解消について話し合いを進めているところであり、法学学術院に対しては、2007年度の学科目配当において、特段の配慮をお願いをしたいと考えている。

3-2-2 教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。

## 1. 現状

### (1) 人的な支援体制

教員総数	職員総数	TA の総数
71名	17名	38名

- [注] 1 「職員」とは、学校法人との契約関係に基づき、法科大学院の事務を担当している者を指します。専従者、派遣職員、パート等を含み、雇用形態は問いません。パートの人数は、フルタイムの人数に換算してください。  
2 「TA」とは、教育的配慮の下に、法科大学院の学生に対する教育的補助業務を行う者を指し、その名称を問いません。なお、上欄の「TA」の代わりに、当該法科大学院における名称を記載してください。

教員の教育研究及び学生の学修を支援するためのスタッフとして、職員（専任職員・嘱託職員・派遣職員）17名とティーチング・アシスタント（TA）38名が配置されている。この他、入試業務を支援するため、あるいは奨学金登録等の業務を支援するために、季節的パートタイム職員25名がいる。

TAは、各教員の希望により授業やその準備等を支援するためのTAと事務所での教材作成や授業補助（法廷教室の機器類の操作等）のために配置されているTA（一般TA）がいる。TAは総時間数で予算化されており、今年度、本法科大学院に割り当てられた総時間数は7,500時間である。

期末試験のときには、TAとは別途に、博士後期課程在学生から補助監督員を募集し、各教員の期末試験の実施を支援している。

チュートリアル制度及びアカデミック・アドバイザリー制度については、基準8-2-1で触れられる。

授業で配付する教材・レジュメの作成は、基本的には、各教員が「法科大学院教育研究支援システム」に掲載することになっているが、著作権法上の問題もあり、事務所に対して教材等の作成を依頼することも少なくない。依頼のあった教材等については、一般TAが印刷し、各教員がそれを教室で配付する場合と事務所でそれを配付する場合がある。事務所で配付する教材については、当該科目の履修であるか否かを確認のうえ、事務所カウンターで配付している。教材の中には回収を義務づけられている教材もあり、そうした教材については事務所で回収を行っている。

授業で配付する教材等の作成について、「法科大学院教育研究支援システム」に掲載することで、事務所での教材等の作成の事務量はかなり軽減されている。2005年度前期には、試行的に業者に著作権処理を委託して、CD-romによる教材作成を行ったが、費用が高額であることと、こうした教材作成に消極的な出版社も多く、本格的に導入するにいたっていない。

「法科大学院教育研究支援システム」掲載の教材にしろ、CD-rom 教材にしろ、学生は紙媒体に転換をして保管するため、学生たちは莫大な量の教材等をプリントアウトすることになる。打ち出し専用のプリンタを10台用意しているが、プリンタの印刷限度枚数（交換の目安）を1年で超えてしまい毎年、プリンタを交換している。また、トナーの消費量も多く、そのメンテナンスのための人的体制も必要であり、一般 TA 等を活用している。

## （2）施設・設備面での体制

専任教員・兼担教員には、個人研究室と PC が貸与され、PC は学内 LAN に接続されており、「法科大学院教育研究支援システム」にアクセスする環境が整っている。「法科大学院教育研究支援システム」については、学外においても2台の PC からアクセスが可能な設計となっているため、自宅の PC でも、教材を提示することが可能である。また、研究室棟8号館の偶数階には、コピー室が設置されており、コピーの作成が研究室の直近ができる体制となっている。

兼任教員には、学内 LAN に接続された PC、プリンタ、コピー機が教員室に設置されており、これらの機器類を使用して、教材作成、「法科大学院教育研究支援システム」への教材掲載も可能である。

事務所での教材の印刷製本等に対応するため、印刷室が設けられている。

学生が、「法科大学院教育研究支援システム」に掲載された教材や Web 上のデータ（判例・雑誌記事等）を印刷するためのコーナーを自習室の前に用意し、10台の PC・プリンタを配置してある。このほか、学内には学生共用コンピュータ室が数多くあり、24時間365日開室（メンテナンスのための閉室あり）しているコンピュータ室もある。

各教室には、学内 LAN に接続された PC、書画カメラ、VTR 等の AV 機器が用意されている。法廷教室には、法擬裁判等の映像教材の作成のため、4台の自動録画カメラと収録装置及び映像編集機器が設備されている。また、遠隔地との同時双方向の授業に対応できる教室も用意されている。

## 2. 点検・評価

教員の教育支援体制は、各個々の職員や TA の努力により、必要とする支援は十分に確保されている。

しかしながら、151名の教員と820名の学生を抱え、351クラスの学科目を展開している本法科大学院の教員の教育研究及び学生の学修を支援する人的体制としては、なお不十分であると認識している。取りわけて、職員については、夜遅くまでの勤務が常態化しており、労働条件の改善が望まれるところである。週休二日制が完全実施され、土曜日出勤の職員について

は、振替休日を取ることになっているため、事務所内での担当者がそろわざ事務が一部停滞することもあり、変則的週休二日制の運用については、なお改善の必要があるように思われる。

設備・施設の面では、事務所のスペースが極めて狭隘であり、職員が休憩をする場所も十分に確保されていない。この点については、再三にわたり理事者に申し入れをしている処であるが、未だに具体的実現を見ていない。

また、教材等の作成については、どのような方法を探ることが、教員・学生・職員にとって、もっとも好ましい方法であるのか、模索をしているところである。

### 3. 自己評定

B

### 4. 改善計画

職員の増員と事務所スペースの拡充を理事者に要求しているところである。

3－2－3 教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

## 1. 現状

### (1) 人的な支援体制

大学改革推進等補助金（法科大学院形成支援プログラム）のプロジェクトを円滑に推進するために、プロジェクト支援室を置き、客員講師1名、客員研究助手4名、派遣職員1名を配している。また、私立大学研究高度化推進事業費、科学研究費補助金等の競争的資金により、それぞれのプログラムで研究補助員（RA）あるいは学生アルバイトを雇用し、研究の推進をはかっている。

研究費等の財務処理は、法科大学院事務所の職員4名が担当している。

### (2) 経済的な支援体制

専任教員が個人で行う学術研究を助成するため、個人研究費として年間423,000円、学会出張補助費として90,000円、海外学会出張補助費として110,000円、複写代補助費として、半額補助（個人研究費支出の範囲内）が支給されている。このほか、専任教員が個人または共同で行う研究に対し、大学が助成する特定課題研究助成費（40万円～500万円）があり、新任の専任教員は優先的に助成を受けることができる。学会活動を支援するための学会経費補助金・大会開催補助金・懇親会補助金、学術論文掲載料補助費、学術出版補助費、講演会に対する補助金などの支援もある<sup>38</sup>。

図書館の図書費・図書資料費・データベース資料費予算は、年額11億4700万円である。うち、法学系図書予算が年額7,843万円である。本法科大学院については、完成年度までは別途1,000万円が図書費・図書資料費・データベース資料費として予算配分されている。

外部の競争的研究資金の獲得も行われており、本学研究推進部を中心となって、競争的研究資金の獲得のための支援体制もできている。

### (3) 施設・整備面での体制

8号館に個人研究室があり、広さは25.41～21.12m<sup>2</sup>である。

学術情報センター（中央図書館）、高田記念研究図書館、法律文献情報センターが所蔵する法律関係の図書雑誌類は、国内有数の充実度であり、慶應義塾大学・同志社大学・一橋大学と図書館協定を結び、教員学生が相互に利用可能となっている。更に、ILL(Inter Library Loan)により、早稲田大学図書館が所蔵しない図書・雑誌記事については、内外の図書館から現物の借用・

<sup>38</sup> 別添資料34『研究助成ガイド<概要>2006年度』

複写依頼のサービスを受けることができる。

中央図書館には教員専用の個室閲覧室があり、高田記念図書館には教員専用の閲覧室がある。

図書館が提供するデータベース（「DB・電子ジャーナル」）及び「法科大学院教育研究支援システム」の「ローライブライリー」が提供するデータベースについては、研究室及び自宅のPCから利用することができる。

#### (4) 時間的な配慮

専任教員（任期付き専任教員は除く）は、専攻する分野の研究に専念し、それによって研究・教育を向上させることを目的として、大学が設けている特別研究期間制度を利用できる<sup>39</sup>。この特別研究期間制度のほかに、学術交流協定に基づいて研究のため海外の研究期間へ派遣する交換研究員及び協定大学において講義を行うために派遣される交換教員の制度がある。35歳未満の若手専任教員については、海外留学の制度もある。文部科学省の「海外研修派遣事業」により、専任教員を海外に派遣する制度、学術振興会科学研究費補助金等の競争的資金による研究活動、国際会議への参加等のための海外出張の制度もあり、これらの制度は、活発に利用されている。

#### (5) 紀要の発行

本法科大学院と法学学術院の教員・学生で構成される早稲田法学会が発行する「早稲田法学」・「早稲田法学会誌」がある。「早稲田法学」は、年4回発行され、助手と専任教員が執筆することができる。「早稲田法学会誌」は、年2回発行され、大学院学生、助手、専任教員が執筆することができる。法学会に対して出版経費の一部として年額200万円を法務研究科が支出している。

#### (6) 各種研究所との連携

本法科大学院の専任教員が研究員となっている学内の研究所として、早稲田大学比較法研究所をはじめ多数のプロジェクト研究所がある。

なかでも、比較法研究所は、わが国および諸外国の法制の比較研究を通じて、わが国の法律制度および法学の研究・教育の発展に寄与するとともに、世界の法学の発展に貢献することを目的に1958年に設立された研究所である。同研究所は、講演会・国際シンポジウムの開催、機関誌「比較法学」、「比較法研究所叢書」、英文年報「Waseda Bulletin on Comparative Law」の発行など、独自の研究活動を行っている。本法科大学院の専任教員は、この研究所の兼任研究員となっており、専任教員の重要な研究拠点の一つとしての役

<sup>39</sup> 別添資料4「特別研究期間制度に関する規程」、「特別研究期間制度に関する規程運用要綱」、「法務研究科特別研究期間制度に関する内規」。

割を担っている。

## 2. 点検・評価

教員の研究活動を支援するための制度や環境については充実していると考えている。しかしながら、法科大学院の立ち上げ時であるので、授業の準備や法科大学院の運営に割かなければならない時間が多く、個々の教員についていえば、研究時間を確保することが困難な状況にあることは否めない。

## 3. 自己評定

A

## 4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。